

# 相談センターだより

平成 27 年 6 月 (第 76 号)

183-0021 東京都府中市片町 1-10-6-510

NPO 法人いきいきライフ相談センター

TEL042-358-5505 FAX042-358-5505

sodan-center@jcom.home.ne.jp

## メインテーマ

## ふるさと納税

### 応援したい自治体へ寄附金を送る新しい発想の新アイデア

#### ◎ ふるさと納税とは

平成 20 年度から始まった応募希望者の応援したい自治体 (複数可) に寄附金 (以下「寄附金」) を送りやすくした税制上の制度。

東京一極化とか言われるように人口もお金も都市に集中する傾向の弊害及び格差を修正しようとする方策の一つ。

「ふるさと」といっても出生地、出身地などに限定されるものではなく、思い出の地を含む自分が応援したい自治体のことです。勿論複数でも結構です

「納税」といっても「寄附金」のこと。送り先の自治体では寄附金は住民税になり、送り主にとっては、寄附金の額に応じて所得税と住民税の一部が減税され、ある意味では 2000 円 (非控除の最低適用額) の寄附で税金控除の 2000 円以外のプラス部分の額に相当する豪華景品が得られる制度になっています。

#### ◎ 今、大人気なのは、次の 3 つの魅力があるから

**その 1** 全国いずれの県でも、いずれの市町村でも、複数の自治体を自由に選べること。

H21 に、寄附人数 3 万人、寄附金額 73 億円であったふるさと納税の規模が、H26 には、13 万人、142 億円に増えました。

**その 2** 寄附に対してお返しの景品があること

主な景品はその地方の特産品です。当然景品目当ての寄附も多くなり、寄附金の額を左右する最大要因は景品の人気にあるため、景品の選定は各自治体の知恵比べとなっています。

**その 3** 寄附金は、2000 円とプラスアルファ部分となり、プラスアルファ部分の金額はそのまま所得税は返還、個人地方税の税額控除になること。

#### ◎ 制度の概要

応募者が自分の応援したい自治体に対して寄附金

を送れば、寄附金は 2000 円プラスアルファの部分が寄附金となり、受け取った自治体の収入になります。自治体がお礼の景品を返送する際に発送する「領収書」を確定申告に付ければ、寄附者の所得税は返還、住民税は控除額となります。

#### 【制度の特徴】

- ① 使い道を指定できる。使い道を指定できる寄附はふるさと納税だけです。
- ② 複数の自治体を選べる。県と市町村は別に選べる。
- ③ s
- ④ 税金が控除される。ただし年収や家族構成により控除上限額は異なる。
- ⑤ 寄附の先は生まれ故郷でなくても、何処でもよい。
- ⑥ 特産品がもらえる。



#### ◎ 景品の種類

日本中のすべての自治体のおおむね半数が景品を準備しているといわれています。一般的に多いのはその地方の特産品です。食料品とその加工品が多いようですが、日常の食料のすべてをふるさと納税の景品で賄うことも可能といわれ、特産品は地元を代表するものばかりなのでレベルはかなり高く、人はふるさと納税だけで豊かに生きていくことができるといわれています。

食料品の他には、宿泊券やさまざまな施設の優待券もあり、寄附をきっかけに旅行をして、第 2 第 3 のふるさとを歩いて行く楽しみもあります。

寄附なのにお礼の品を返すことには疑問もありますが、地域の産業等をアピールするマーケティングツールと考えることもでき、今まで知ってもらえなかった魅力ある特産品を、ふるさと納税をきっかけに次は買い求めるというリピーターも増えているそうです。

景品の詳細は、“ふるさとチョイス” “ふるぽ (ふるさと納税ポイントカタログ)” 等数多くの HP で調べられます。書を受け取る。(寄附の実績は領収書でできる。)

## ◎ 自己負担額が 2000 円で済む寄付金額の目安

原則としてふるさと納税の寄付は、何処の自治体にでも、いくらするかも自由です。しかし寄付額が一定額までは税額控除がありますが、それを超えると控除がなくなり税金が課せられます。寄付金のうち 2000 円は控除ではありませんが、寄付下限額です。2000 円プラスアルファの税額が控除される上限額は年齢、家族構成等によって変わり、その範囲内で寄付を行うのが最も賢明です。

### ○ 年金生活者の控除上限額

(年金生活者に H27 改正なし)

#### ・ 65 歳未満の公的年金受給者の上限額 (含。2000 円)

独身者：年金額 300 万円	上限額 (目安) 29,000 円
400 万円	44,000 円
妻専業主婦：300 万円	21,000 円
400 万円	34,000 円

#### ・ 65 歳以上の公的年金受給者の上限額 (同上)

独身者：	300 万円	27,000 円
	400 万円	44,000 円
	500 万円	65,000 円
妻専業主婦：	300 万円	19,000 円
	400 万円	35,000 円
	500 万円	56,000 円

### ○ 給与生活者の上限額 (同上)

独身者	400 万円	46,000 円
夫婦のみ	400 万円	38,000 円
共働き+高校生 1 人	400 万円	34,000 円
共働き+子 2 人 (大学と高校)	400 万円	17,000 円

給与生活者の納税は、H27 特典が増えました。

## ◎ ふるさと納税の実施手順

- ① 自治体の景品を調べる。(景品がいない人は、寄付する目的を調査する。) 景品が主目的の人は、景品を集めた HP でまず景品の種類や特徴を調べる。特に果物等季節や時期によるものは季節をしらべる。
- ② お目当ての自治体の HP で、寄付の要領を調べる。
- ③ 2000 円で寄付でき税金が控除される上限額を確認する。
- ④ 寄付する自治体、寄付金額、お返しの景品の種類を決める。
- ⑤ 寄付先自治体に寄付手続きをし、送金する。領収書をもらう。
- ⑥ 確定申告する。

## 自転車の危険行為

平成 27 年 6 月 1 日から

6 月 1 日から、道路交通法が改正になり、免許のいらぬ自転車の危険行為に対して、免許保有者に準ずる強力な指導措置が行われるようになりました。



### ◎ 危険行為とは (14 項目)

- ① 信号無視
- ② 通行禁止区間での運転
- ③ 歩行者専用道路での運転
- ④ 交差点右折時の優先通行者の進路妨害
- ⑤ 環状交差点の進路妨害、必要以上の速度による進入
- ⑥ 一時停止無視
- ⑦ 反対車線の運転
- ⑧ 歩行者を妨害する運転
- ⑨ 自転車が行き通せる区間内において、歩行者を妨げるような速度での運転
- ⑩ ブレーキ不良による運転
- ⑪ 踏切遮断時の進入
- ⑫ 泥酔運転
- ⑬ 優先道路での通行者の妨害
- ⑭ 安全運転義務違反  
傘さし運転 (H27 から)  
携帯電話操作中の運転、運転中のイヤホン使用

### ◎ 講習の受講

3 年間に 2 回危険行為を行うと、自転車運転者講習受講を命令される。受講時間 3 時間、受講料標準 5700 円、受講命令違反 5 万円以下の罰金。

### ◎ 自転車安全利用五則 (参考)

- ① 走行は車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側通行
- ③ 歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る  
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止  
夜間ライト点灯交差点の信号遵守  
一時停止・安全確認、子供はヘルメット